

令和8年度 地域包括支援センター事業計画

包括名	ページ
阿寒地域包括支援センター	1・2
音別地域包括支援センター	3・4
西部地域包括支援センター	5・6
中部北地域包括支援センター	7・8
中部南地域包括支援センター	9・10
東部北地域包括支援センター	11・12
東部南地域包括支援センター	13～15

阿寒地域包括支援センター

令和 8 年度事業計画

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談・支援事業

1) 総合相談

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・相談に対し、適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につながるよう、関係機関や地域と連携し、総合的な支援を行う。また、高齢者のみならず、ケアラーに対しても支援を行う。
- ・地域住民が気軽に相談できる機関として認知されるよう、「阿寒地域包括支援センター啓発カード」やほうかつ便りを配布し、広く地域に周知する。
- ・介護サービス未利用の介護認定者の状況把握や、重症化予防の取り組み、必要な時期にサービスを提供するなどの支援を実施する。
- ・老人クラブや地域の集まりなどに参加し、様々な相談に応じるほか、出前講座などで住民に講話を行う。
- ・介護離職防止に向けた支援や、制度の周知を行う。
- ・高齢者お役立ちマップを作成し、地域における社会資源を周知する。

2) 実態把握

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・高齢者の状況や生活環境を把握するため実態調査を行い、地域の課題や、潜在的なニーズを把握する。
- ・介護保険申請や福祉サービスなど必要な方にはサービスに繋げる。
- ・町内会・老人クラブ・医療機関・薬局・商店等に訪問し、気になる高齢者などの情報をタイムリーに収集できるよう、連携しやすい体制づくりに努める。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の関係機関との連携強化を行うとともに、ネットワークの更なる構築を図る。
- ・地域住民同士の見守りや支え合いがなされるようシステムづくりの構築を推進する。

(2) 権利擁護事業

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・虐待事案の発生時には、関係機関との緊密な連携のもと、速やかに対応を展開する。支援にあたっては、被虐待者本人のみならず、家族や世帯全体の状況を多角的に把握し、養護者の負担軽減や支援体制の構築を行う。
- ・認知機能の低下等により判断能力が不十分な高齢者に対し、その権利を適切に保護するため、必要に応じて成年後見制度の申立てに係る相談および手続支援を行う。
- ・高齢者虐待や消費者被害を未然に防ぐため、関係機関との情報共有を常時行い、地域住民に対する周知・啓発活動を通じて、早期発見・見守り体制の強化を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・地域の介護支援専門員の相談を随時受け、課題解決に向け支援を行う。
- ・介護支援専門員同士のネットワークの構築と実践力向上を目指す。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護の協力関係を深める。各専門機関とのネットワークを強固なものとし、一体的な支援を提供できる体制の充実を目指す。
- ・市民の在宅生活を支える医療・介護への理解を深めるため、広報活動や研修を通じた情報提供に努める。

(5)生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・抽出した地域課題（移動・買い物支援）について、地域資源の利用促進に向けた具体的な検討を進め、協議経過や成果物を地域住民へ還元する。
- ・おたっしやサービスの運営継続を支援する。
- ・ボランティア人材を発掘し、養成後の活動定着を支援する。

(6)認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・医療・介護の多職種による緊密な連携基盤を確立し、本人や家族を包括的に支える体制を強化することで、住み慣れた地域での継続的な生活を支援する。
- ・ほうかつ便り等の広報活動に加え、養成講座や SOS ネットワーク模擬訓練といった認知症に関する啓発機会を継続し、地域社会全体の認知症に対する理解を深める。

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・地域ケア個別会議で把握した個別課題から、地域に共通した課題を明確にする。
- ・地域に共通した課題を参加者と共有し、解決に向けた検討を行う。また、解決に向けた関係機関との連絡調整・役割分担を図る。
- ・課題解決に向けた地域づくり・資源開発・制度づくりを行う。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）

- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける支援内容を職員間で共有、フィードバックするとともに、支援にかかる業務を整理し、業務の効率化を図る。
- ・事業対象者に対して、介護予防に取り組めるようサービスBやサービスCを紹介する。
- ・サービスCが終了した方に対し、引き続き介護予防に取り組めるよう、介護予防に資する通いの場を紹介するなどの継続支援を行う。
- ・地域に出向く機会を活用して、基本チェックリストを実施し、対象者把握を行う。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務を委託する場合は、一連の業務が適切に行われているか確認を行う。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）

- ・感染症に罹患した際には、BCPや厚生労働省の基準に沿って業務を行う。
- ・災害発生時に避難行動要支援者に対し速やかに安否確認ができるよう、対象者の把握、見直し及び役割分担等を行う。
- ・災害発生時に適切な対応をとることができるよう、マニュアル等の確認、見直しを行う。
- ・避難訓練等に積極的に参加する。
- ・BCPの感染症編、自然災害編の見直しを行う。
- ・感染症及び災害に係る研修や訓練を年1回、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年2回実施する。

4. その他

令和8年度目標（重点目標）

- ・各種研修等に参加し、職員の資質向上を図る。
- ・包括内での打合せや事例検討会を実施し、包括内での情報共有・支援力強化を図る。

音別地域包括支援センター

令和8年度事業計画

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談・支援事業

1) 総合相談

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 地域活動への積極的な参加や巡回相談等を行うことによって、気軽に相談できる機関として地域住民に認知してもらうことで早期相談対応ができるようにする。
- ・ ワンストップサービスの拠点として、地域に住む高齢者の様々な相談に対し、関係機関と連携しながら、適切な機関・制度・サービスにつなぐよう総合的に支援する。
- ・ 介護認定のついた介護サービス未利用の方の状況把握と重症化予防を支援する。
- ・ 本人からの相談のみならず、介護離職の防止など介護に取り組む家族等に対する相談・支援体制のさらなる強化に努める。

2) 実態把握

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 支援の必要な方や、心身機能低下を起している方(事業対象者を含む)を早期に発見し、必要な支援に結びつけ、介護予防を図れるよう支援していく。
- ・ 地域の潜在する問題やニーズ把握のため、高齢者の心身状況や家庭環境などについての実態把握を行う。
- ・ 独居や高齢者夫婦世帯の見守りを強化し、必要なサービスの紹介や孤立死を予防できるよう支援する。
- ・ 民生委員児童委員協議会・町内会・老人クラブ・医療機関・金融機関・調剤薬局等に出向くなどし、情報が寄せられやすい体制づくりを行う。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 高齢者が地域や社会から孤立せず、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、地域ぐるみで見守り・支えあうことができる仕組みづくりを推進する。
- ・ 関係機関の会議や地域の集まりの場に積極的に出席し多職種協働のネットワークづくりを行う。
- ・ 高齢者地域安心ネットワーク等、地域の見守りについての周知や啓発を行う。

(2) 権利擁護事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 身寄りのない方、認知症の方等について、日常生活自立支援事業や成年後見制度を積極的に活用し、消費者被害の防止や介護サービス利用がスムーズに行われるよう支援する。
- ・ 虐待ケースについて、関係機関の協力を得ながら、速やかな対応を行う。ケースの処遇や養護者支援も念頭に支援する。
- ・ 高齢者虐待や消費者被害など、未然に防げるよう予防的視点に立って活動する。
- ・ 関係機関との会議の場や包括だより等を通じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用や、消費者被害等の情報提供を行い、高齢者の権利擁護について支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 地域の介護支援専門員同士のネットワークの強化と資質の向上を目指すため、後方支援や情報の提供等を行う。
- ・ 地域の介護支援専門員の相談を随時受け、課題解決に向けた支援を行い、介護支援専門員が困難事例を一人で抱えこまないようにする。
- ・ 地域の介護支援専門員が、地域資源の整備や関係機関と連携しやすいよう情報交換の場を定期的に設ける。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・ 在宅医療と介護が一体的に提供されるように、医療や介護、福祉等の関係機関団体とのネットワークの強化を図る。
- ・ CCLや医療・介護関係者向け研修会やつながり相談、つながり手帳について周知を行い、医療と介

護の連携がスムーズに行えるよう支援する。

- ・つながり相談や日々の相談を的確にかつ、より良い支援内容とするため、医療と介護に関する研修等に参加しスキルアップに努める。

(5)生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・「音別地区高齢者の生活支援体制整備を考える会」において、地域に不足しているサービス、地域での困りごと、住民のニーズ把握など、サービスの創出に向けた検討を行う。
- ・「音別地区高齢者の生活支援体制整備を考える会」により検討・実施している衣料展示販売会実施に向けた支援を行う。
- ・生活支援体制の整備・構築に向け、日頃から関係機関等と情報交換や連携を強化する。
- ・通いの場が継続できるよう運営を支援する。
- ・おたっしゃサービス等、地域に不足しているサービスの創出のため、地域のサークル等の活動団体及び地域住民等に働きかけを行う。

(6)認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・認知症サポーター養成講座や認知症サポータースキルアップ講座、SOS ネットワーク検索模擬訓練等の実施等を通して、認知症への理解や普及啓発を行い、認知症になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指す。
- ・若い世代への認知症に関する普及啓発を行う。
- ・認知症本人及び家族の声を集積し、一人一人が個人として出来ること・やりたいことの実現のための支援に活かす。

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ・地域住民の日頃からの見守り強化や助け合いについての協議や関係機関の連携について協議し、地域のケア体制の強化について検討する。
- ・他圏域の個別会議や推進会議に参加し、様々なケース支援について学ぶことで地域住民の支援に活かす。
- ・個別ケースの検討等を通じて、把握した地域課題について、地域の関係者と共有し、課題解決に向けた検討を行う。
- ・個別会議では、支援困難事例の他、自立支援に資するケアマネジメントを目的とした会議の開催を行う。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）

- ・要支援者のプランには、介護予防の視点が必ず入るよう質の向上に努める。
- ・短期集中予防サービスの新規利用者を増やし、介護予防に取り組む住民を増やす。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）

- ・感染症予防等に関する研修や訓練を重ね、感染症予防対策の強化を図る。
- ・災害対策の研修や訓練を重ね、災害時に適切な行動がとれるようにする。
- ・音別地区の災害マニュアルを考慮した業務継続計画(BCP)の見直しを行う。
- ・避難支援者がスムーズに避難行動がとれるよう、個別避難計画について本人や家族と話し合いを行い希望者には個別避難計画を作成する。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する。

4. その他

令和8年度目標（重点目標）

- ・研修等に積極的に参加することにより、専門職としてのスキルアップを目指す。
また、その内容を地域包括支援センター内でも共有し、地域包括支援センター全体のスキルアップを図る。
- ・他地域の地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議や推進会議に出席し、スキルアップを図る。

西部地域包括支援センター

令和8年度事業計画

1. 包括的支援事業
- (1) 総合相談・支援事業
- 1) 総合相談

令和8年度目標（重点目標）

- ① 地域に住む高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう総合相談に適切に対応する。高齢者の不安や困りごとを訪問等で把握し、介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源や民間サービス等についても必要に応じて相談者へ情報提供を行う。
- ② 認知症をはじめ、様々な疾患を抱えている方々が地域で生活しているため、サービスを利用していない要支援認定者等へのフォローアップや、本人の状況に応じた適切な機関・制度・サービスにつなげられるよう支援する。
- ③ 介護負担が大きくなっている家族の生活状況にも目を向けて精神的・身体的・経済的負担が著しくなる前に声かけや不安に対して傾聴を行い、必要に応じ制度やインフォーマルサービス等の情報提供をし、関係機関との連携を図ながら、介護負担軽減を図る。
- ④ 認知症等予備軍の方の早い発見を目指すために地域を含めた関係機関・団体とのネットワーク強化・相談経路等の拡大を図る。また、感染防止対策に努めながら、地域との繋がりを活かし、情報提供を中心にしながら創意工夫をもって活動を進めていく。
- ⑤ 介護離職の防止に向けた取り組みやヤングケアラー等の社会問題に対して、まずは相談できる機関であることを知っていただけるよう、有効な広報活動を行い周知していく。
- ⑥ パンフレット等を活用した情報提供、ほかかつ便り等にて地域包括支援センターで推進している事業等について周知していく。

2) 実態把握

令和8年度目標（重点目標）

- ① 今年度対象者名簿の700人の調査実施を目標に、地域の高齢者宅を訪問し調査する。
- ② 地域の高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者等を早期発見し、必要な支援に繋ぐとともに必要時は専門職の定期訪問や地域や関係機関と協働しながら、継続して支援する。
- ③ 不在・拒否の高齢者に対しても調査員と専門職が協働し、電話での状況確認や再訪問等を継続し、調査の実施と相談対応や必要なサービス等の支援に繋いでいく。
- ④ 町内会や民生委員、警察等の各関係機関との関係性を強化、また、薬局や整骨院とは連絡票の活用を含め連携強化を図るとともに、他の事業所等とも連携関係を拡大し、支援が必要な高齢者を早期発見できるように努める。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和8年度目標（重点目標）

- ① 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
フォーマルサービスやインフォーマルな活動等の連携による包括的・継続的なサービス提供を支えるコーディネート機能を果たすよう努め、地域包括ケアシステム構築の実現を目指す。
- ② 釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業の推進
民生委員児童委員、町内会地域関係者、関係機関等と密な連携を継続し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支援の必要な高齢者や世帯の把握に努めるとともに、見守り支え合う地域づくりと支援体制整備を推進する。

(2) 権利擁護事業

令和8年度目標（重点目標）

- ① 処遇困難ケースに対しては、必要時ケース検討会議を開催し、関係機関との連携・役割分担等を行って速やかに相談・支援を行っていく。地域支援が必要な場合は地域ケア会議の開催を提案し、担当ケアマネジャーに負担が多かからないよう配慮する。また、地域ケア個別会議の開催を躊躇する介護支援専門員に対しては、無理強いはせず、時間はかかっても面談やアドバイス等の支援を行い、地域ケア会議の有効性などを理解してもらえよう支援する。
- ② 虐待事例は速やかに包括内スタッフと協議し、市へ報告しながら情報共有・緊急性の判断を行い、早期支援・早期解決に努める。また、養護者支援時に「介護をがんばりすぎない心の健康チェック」も活用していく。ケース終了後は包括内にて振り返りを行い、今後の支援方針へ生かせるようにする。
- ③ 介護支援専門員からの虐待通報・相談が多いため、介護支援専門員向け、虐待事例の早期発見・早期対応につなげられるよう介護支援専門員の連絡会議にて研修会等を行う。また、虐待防止の啓発活動として、介護支援専門員や地域の関係機関、地域住民に虐待防止のリーフレットや「介護をがんばりすぎないこころの健康チェック」だけのちらしを紹介していく。
- ④ 権利擁護や虐待防止の周知のため、巡回相談会や地域の会合、認知症サポーター養成講座やスキルアップ講座等に消費者被害や虐待、後見制度等のパンフレットの配布などを行う。また、地域住民に向けて、関係機関と連携し、地域の会館を活用して権利擁護に関する講演等を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和8年度目標（重点目標）

- ① 地域の介護支援専門員が相談しやすい関係性を構築し、相談や支援困難ケースの対応を継続的に行う。
- ② 地域の介護支援専門員の質の向上やスキルアップを目指し、ニーズに沿った介護支援専門員連絡会議

- を開催していく。
- ③ 地域の介護支援専門員や関係機関、団体と連携体制の構築を図るため、情報提供を続け、社会資源が活用されるよう支援を行っていく。

(4)在宅医療・介護連携推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- 在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療や介護、福祉等の関係機関・団体とのネットワークづくりの推進を行う。
- ① 医療・介護関係者との情報共有の推進
- ② 医療・介護関係機関とのネットワークの構築
- ③ 在宅医療と在宅介護連携の普及・啓発と相談支援体制の整備

(5)生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）

- ① 住民主体の通所サービスの新規創設に向けて周知、運営支援を継続する。
- ② 介護予防継続教室の運営支援 ・特に参加者が少ない大楽毛地区について、周辺地域に周知を行う。
- ③ 介護予防サポーター養成講座・ご近所ボランティア養成講座の運営支援を行う。
- ・新規介護予防サポーターの確保が課題。実態調査や総合相談、継続教室参加者や地域の方や地域で活動に意欲的やボランティア活動に興味がある方に周知しながら、新規介護予防サポーターやボランティアの確保に努める。

(6)認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ① 認知症の普及啓発の推進
- ・認知症の人やケアラーを地域で支えるため、認知症サポーター養成講座を地域の幅広い世代に向けて実施し、認知症の正しい知識と理解の普及啓発を図る。
- ・地域住民と関係機関とのネットワーク支援体制を構築し、認知症の人やケアラーが地域で安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- ② 認知症の人の社会参加や意思決定支援とケアラー支援
- ・本人発信の機会や場所の整備を推進し、認知症の人の意思を尊重し、本人が望む社会参加や活動ができる地域づくりを目指す。
- ・認知症ケアパスの活用により必要な社会資源の情報提供や助言を行い、認知症の人を介護する家族等（ケアラー）の負担軽減となるよう支援を行う。
- ③ 関係機関との連携強化
- ・多職種・多機関による連携を強化し、早期発見・早期対応による適切な医療やサービスの提供を支援する。また、認知症の人やケアラーに円滑な支援の提供を目指す。
- ・継続的な相談支援体制の整備を推進するため、認知症疾患医療センターや認知症に係る専門医療機関等と連携に努める。

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）

- ① 地域ケア個別会議：地域の介護支援専門員からの相談に対し、課題解決や対応連携を図る。また、定期的に地域ケア個別会議を開催することで、介護支援専門員や地域・関係機関等との連携による情報共有や地域の課題の早期発見を図り、地域課題の抽出ができるよう地域ケア個別会議を開催していく。
- ② 地域ケア推進会議：個別ケア会議からの課題分析による地域課題の抽出や課題解決のための方策の検討、また、西部地域包括支援センター事業推進へ意見収集・意見交換、各関係機関・団体とのネットワークの構築を目的に地域ケア会議（推進）を開催する。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）

- ① 利用者のニーズを適切に把握し達成可能な目標を設定することで、利用者の自立に向けた効果的なケアプランの作成を目指す。
- ② フレイルを予防しながら日常生活を送ることができるよう、事業対象者に対しての支援を継続していく

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）

- ① 必要な感染対策を講じて、感染を防ぎ、利用者等の命・健康・暮らしを守っていくとともに、職員の健康守り、安全・安心に業務遂行ができる環境を整備していく。
- ② 釧路市や設置法人等と相談・協議をしながら感染時に備え、地域包括支援センター事業を継続できるような体制で事業を推進していく。
- ③ 感染等が発生した場合は、釧路市や設置法人をはじめ、各関係機関等と報告・相談・協議をしながら協力して終息に向けた対応をしていく。また、平素より連携等を密にし、情報の共有を図っていく。
- ④ 災害発生時に備えて速やかに安否確認ができるよう災害時要支援者安否確認連名簿の定期的な更新を行っていく。
- ⑤ 事業所内で災害時を想定した具体的な対応手順の確認や避難訓練を実施する。
- ⑥ 災害発生時に備えた情報について広報活動を行い周知していく。
- ⑦ 法人や老健くしりと協働し、事業継続計画を更新するなど感染や自然災害時に備える。

中部北地域包括支援センター

令和8年度事業計画

1. 包括的支援事業
- (1) 総合相談・支援事業
- 1) 総合相談

令和8年度目標（重点目標）
地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活と人生を継続していくことができるよう、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローする。身寄りのない（頼れる身内のいない）高齢者など地域全体で支える必要があるケースや市内に頼れる身内がいない方への継続的な支援と対策を検討する。
①周知 地域包括支援センターの認知度の向上を図り、地域の住民が気軽に相談できる相談機関であるということを広く地域に周知する。
②相談 相談対応は適切な情報提供と説明を行い、高齢者が自分らしい生活と人生を継続していけるための自己決定ができるよう支援する。身寄りのない（頼れる身内のいない）方に対しても継続的な支援を行う。
③ネットワークづくり 社会資源の把握や関係機関とのネットワークの構築により、地域の高齢者のさまざまな相談に対応していくための地域社会の体制整備を行う。地域や関係機関とのネットワークづくりを継続して行う。
④現代社会が抱える課題への対応 複合的な課題（8050問題・ダブルケア・ケアラー）や介護離職など、現代社会が抱える課題へは関係機関と協力して課題解決にあたり、高齢者だけではなくその家族も同等に自分らしい生活や人生を送ることができるよう支援し、誰もが孤立せずに安心して暮らせる地域を目指す。

2) 実態把握

令和8年度目標（重点目標）
地域の高齢者の実態を把握して支援が必要な高齢者を早急に発見し、必要な支援に繋ぐ。また、地域の高齢者を支える人材を発掘する。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和8年度目標（重点目標）
地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険サービスおよび地域住民等によるインフォーマルな活動との連携を強化し、関係機関との定期的な情報交換を行いながら、包括的・継続的な支援体制のコーディネート機能の向上を図る。

(2) 権利擁護事業

令和8年度目標（重点目標）
高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、権利擁護に係る相談や情報提供を行い、高齢者虐待予防や消費者被害の発生を防止する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和8年度目標（重点目標）
①行政（市役所・警察・保健所）、社会福祉協議会、民生委員、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。
②支援困難ケースの支援を通じて、介護支援専門員の実践力の向上を図る。
③地域の介護支援専門員が、地域における介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

令和8年度目標（重点目標）
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者へ、医療と介護を一体的に提供する為に「つながり手帳」の普及等に努め、介護や医療が必要になっても、安心して地域で暮らしていくことができるよう切れ目のない支援が提供されるようネットワークの構築を図る。

(5) 生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）
地域の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続ける事が出来る様に生活支援コーディネーターが中心となって各関係機関・団体間の連携を強化し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、少子高齢・人口減少社会に対応した多様な主体による生活支援を充実させる。

(6) 認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）
・事業所・地域の住民や各関係機関に対し認知症の理解・認知症高齢者の対応・認知症の予防についての普及啓発活動を行う。（学校、地域、市民向け認知症講習・介護従事者研修等の開催） ・認知症になっても、本人の意思を尊重し出来るだけ住み慣れた地域で安心して生活出来るように、地域の医療保健・福祉との連携を強化し、適切な支援体制の協議、ネットワークづくりに努める。 また、認知症の方やその家族へ適切な支援を行う為に、認知症地域支援推進員の資質向上を図る。 ・若年性認知症については、就労・経済・医療等の相談に適切に対応し、きめ細かな支援が提供できるよう体制の確立に努める。

(7) 地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）
①地域ケア推進会議 ・地域ケア個別会議出席者・関係者を招き、それまでに開催した会議を振り返り、課題を考察し、社会資源の創出、地域課題を抽出する。 ②地域ケア個別会議 ・居宅介護支援事業所などに働きかけ、身寄りのない（頼れる身内のいない）高齢者など地域全体で支える必要があるケースを拾い上げ、会議を開催し、ケースの課題から地域課題・社会資源の抽出にも力を入れ、参加者間で共有する。また、地域のネットワーク作りを行い、対象者が地域での生活が継続出来るような支援体制を構築する。 ・自立支援・介護予防の観点から実施する個別会議には、年1回はリハビリ専門職等を招き会議を開催し、自立支援を念頭にプランの内容を検討する。 ・地域ケア会議の議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有する。地域ケア個別会議で検討した事例について、決められた様式を使用し、モニタリングを行う。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）
(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント ①訪問型/通所型サービス、訪問型/通所型サービスAを利用する場合。 自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントや、利用者のセルフケアマネジメントに関し、市から示された基本方針をセンター職員、再委託先の居宅介護支援事業所に周知する。 ②担当区域内の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントプラン作成に当たっては、インフォーマルサービスも含め、効果的なケアプランとなるよう利用者・サービス提供者と目標を共有し、その効果を評価する。 ③介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントプラン作成業務を居宅介護支援事業所に再委託する場合は一連の再委託業務が適切になされるようにチェック機能を強化する。 (2) ケアマネジメントB・C ①事業対象者を把握し、適切なマネジメントを行うことで、介護予防に努める。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）
(1) 感染症 ①ご利用者が安全に必要な介護保険サービスを受けられるように、感染予防対策を徹底する。 ②BCP（感染症編）の随時見直し・感染症研修において、全職員に周知の徹底及び有事の際には活用できるよう備える。 (2) 災害対策 ①例年同様に、大地震、津波、大規模停電にも日頃から心構えと準備をしっかり行い緊急時にも慌てず、適切な判断が行えるよう避難訓練を通し、万全な準備をする。 ②BCP、避難マニュアル、追加・修正を行い、全職員が共有する。 ③近隣の町内会・サービス事業所と防災時の協力体制の構築を図る。 (3) 災害時要支援者安否確認連名簿・初動期災害対策マニュアル ①6月と12月に市内の居宅介護支援事業所に災害時要支援者安否確認連名簿の提出を依頼し、有事の際に備える。

中部南地域包括支援センター

令和 8 年度事業計画

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談・支援事業

1) 総合相談

令和 8 年度目標（重点目標）

地域高齢者や家族の相談を受け止めるため、専門機関との連携を深めて重層的な課題に対応できる体制を強化します。つながら相談窓口の周知を徹底し、最新の地域資源リストを活用することで、多様なニーズに迅速に応えるワンストップ拠点としての機能を果たします。相談対応では主訴を的確に捉えて適切な支援に繋ぎ、解決まで継続的にフォローします。主訴の解決や他機関への引き継ぎを終結の目安とし、虐待等の困難事例にはマニュアルに基づき迅速・専門的に対応することで、地域の安心を支えます。

2) 実態把握

令和 8 年度目標（重点目標）

年間 700 件の実態調査を実施します。訪問が難しい場合は、電話での調査も実施します。地域における高齢者の状況を把握し、支援が必要な人を顕在化させて必要な支援を行っていきます。また、地域ごとの福祉的生活ニーズや介護予防に関するニーズを把握して、地域課題の抽出に結び付けます。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和 8 年度目標（重点目標）

多職種協働によるネットワークの強化や連携の推進、さらに高齢者の実態把握に基づき、包括的かつ継続的な支援体制の整備とコーディネート機能を充実させます。また、地域住民や関係機関との協働により、見守り・支え合いの体制を強化し、安心して暮らせる地域づくりを図ります。

(2) 権利擁護事業

令和 8 年度目標（重点目標）

権利擁護の視点を重視し、高齢者の権利侵害の予防と早期対応に努めるとともに、成年後見制度の活用や関係機関との連携を通じて本人の意思を尊重した支援を行います。

また、高齢者虐待や困難事例に対しては多職種で検討し適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう包括的・継続的ケアマネジメント体制の充実に取り組みます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和 8 年度目標（重点目標）

介護支援専門員が医療と介護の連携を円滑に図れるよう、研修や情報交換の機会を確保し、ネットワークの構築を推進します。また、支援困難事例や課題に対しては関係機関と連携し、後方支援の充実を図ります。さらに、介護予防ケアマネジメントの実践力向上に向けて、社会資源の情報提供や相談支援を行います。加えて、支援困難ケースは地域ケア個別会議で共有し、課題の整理と適切なケアマネジメントの実施につなげます。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

令和 8 年度目標（重点目標）

在宅療養を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉の関係機関との連携を深め、切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、地域資源の把握や情報共有、多職種連携の促進、相談支援や研修の実施を通じて地域全体で支える体制づくりを進めます。

(5)生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）

地域の関係機関や団体との連携強化を通じて生活支援体制の充実を図るとともに、高齢者の多様なニーズの把握と地域資源の適切なマッチングを推進し、多世代交流や新たな集いの場の創出、人材育成、および「顔の見える関係」を基盤とした地域資源開発に取り組むことで、持続可能な地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

(6)認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）

認知症ケアパスの活用やサポーター養成講座等の実施により、地域住民及び関係機関への正しい知識の普及啓発を行い、さらに、サポーター活動や地域カフェ活動により地域で支える体制づくりを推進します。認知症本人と家族（ケアラー）の不安に寄り添う相談体制を整え、医療・介護の枠を超えた地域連携により切れ目のない支援を実現します。早期対応による安心の確保はもとより、本人の意思を尊重した意思決定支援を軸に、社会参加の機会創出を推進します。

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）

個別会議：個別のケース検討を通して、地域のケアマネジャーが利用者の自立支援に資するよう、多職種連携を高めネットワークを構築し、地域に共通する課題を明確にします。各個別会議ごとに地域課題を抽出し釧路市として実現できる提案をしていきます。

推進会議：個別ケースの検討等で把握した地域課題を地域の関係者と共有し、課題解決に向けた検討を行います。個別ケースの積み重ねから地域課題を整理し、現実的に取り組める方法を専門職間で連携して議論を重ね、地域に必要な社会資源を提言します。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）

家庭や地域での役割を継続し、住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、自立支援・重度化防止の視点で介護予防ケアマネジメントを行います。

また、主体的に健康維持や介護予防に取り組めるよう支援します。

インフォーマルサービスや地域資源を活用し、本人や家族が利用しやすいサービスを選択できるよう支援します。さらに、多職種と連携し、利用者および家族が抱える課題の解決を図り、家族全体が自立した生活を送れるよう支援します。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）

感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施します。非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護予防サービスを継続的に提供できる体制を構築します。

4. その他

令和8年度目標（重点目標）

相談技術やアセスメント・ケアマネジメント技術の向上、権利擁護、介護予防、地域連携等の地域包括支援センター業務に必要な研修や講習会等に積極的に参加するとともに、各職員が学んだことを他職員に伝達し共有する事により、地域包括支援センター全体のスキルアップを図ります。

東部北地域包括支援センター

令和8年度事業計画

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談・支援事業

1) 総合相談

令和8年度目標（重点目標）

地域住民が気軽に相談できる「地域のよろず相談窓口」として、地域に住む高齢者の心身状況、生活の実態等、状況を把握し、様々な相談の中核機関としての総合的情報の提供・提案を行う。また関係機関との連携・ネットワーク構築を通じて、高齢者の孤立を防ぎ、保健医療の向上や福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。訪問による対応と共に出張相談等を行い、支援を要する対象者を把握し対応する。複合的・重層的な課題を有する世帯に対し、子ども・若者・障がい者・困窮者・閉じこもり、身寄り無等に係る関係機関とも連携し、ネットワークの構築と強化を行い、個と地域の一体的支援を図る。介護離職についてもケアラー等から相談があった場合は、速やかに情報提供をしながら対応しケースの蓄積を図る。

2) 実態把握

令和8年度目標（重点目標）

支援を要する高齢者を様々なルートから把握し、適切な支援につなげる。

- ・実態調査事業の実施、周知活動
- ・その他：出張相談や民生委員等からの紹介による対象者把握
- ・拒否者に対する再訪問の実施
- ・実態調査にて、予防事業やボランティアに関心や興味のある人がいた場合、速やかに医療職や生活支援コーディネーターへつなぐ。

3) 地域支援ネットワークの構築

令和8年度目標（重点目標）

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、圏域において顔の見える関係づくりと社会資源の情報収集及び情報内容の更新や一覧作成を行う。

- ・基本となる6小地域への地域訪問活動を継続的にを行い、広報誌「ひょうたん通信」（年5回発行、各2,300部発行）を地域内各所に配布する。発行時期：令和8年度～4月、6月、8月、10月、12月
- ・地域密着型事業所の運営推進会議参加（17事業所）し、適切な助言を行うとともに地域に根付いた事業所になるように支援する。
- ・民生委員児童委員協議会例会（5地区、年末年始を除く毎月）への積極的参加を実施する。
- ・住民等主体による集いの場等への参加を積極的に行い、ネットワーク構築を目指す。

(2) 権利擁護事業

令和8年度目標（重点目標）

認知症高齢者や独居高齢者が増加する中、引きこもり、身寄り無し、精神疾患など複雑化・複合化した世帯の課題において世帯全体重層的な支援を目指し、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互と協働により連携しながら、権利侵害の恐れがある高齢者を早期発見し、困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳ある生活ができるよう権利擁護を実践する。業務内容としては、高齢者虐待予防における取組みと高齢者虐待への対応や研修、困難事例への対応、成年後見制度の利用促進、消費者被害に関する情報を地域に向けて発信し、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和8年度目標（重点目標）

少子高齢化や世帯構造の変化により、身寄りのいない方、8050、9060問題、精神疾患を抱える家族やその子ども、ヤングケアラー、要介護者を支えるケアラーは多様化するとともに支援ニーズは複雑化、複合化していくため、多職種他機関との連携が重要となる。そのため相談しやすい関係作りの継続と安心して地域で暮らせるネットワーク構築を目指す。

(4)在宅医療・介護連携推進事業

令和8年度目標（重点目標）

釧路市つながり相談・つながり手帳・地域ケア会議等を活用し、地域全体のケアマネジメント力向上を図る。支援を要する高齢者等への多職種協働による医療や介護・福祉等の関係者間ネットワーク作りを構築すると同時に在宅医療と介護を一体的に提供することを進める。

(5)生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）

生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた関係機関・団体との連携を強化する。地域住民のニーズを把握し不足しているサービスの創出を住民と共に行う。介護予防継続教室の運営支援、おたっしサービス運営団体との連携、住民の集いの場、協議体等を通じ、介護予防における住民の主体化を図り、体制整備に取り組む。

(6)認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）

新しい認知症観のもと、医療機関や介護サービス、地域の支援機関等の連携を強化し、共生社会の実現するために、本人主体での認知症の人と家族への支援体制を構築する。

認知症サポーター養成講座、本人・家族の声の発信を通じて正しい認知症への理解を深め、地域全体の対応能力と住民の意識向上を図る。

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）

地域包括ケアシステムの構築と強化を目指し、地域内の関係機関と住民をつなぎ課題を把握するとともに、地域全体で支援できる体制づくりや情報共有を図る。また、自立支援と重度化予防のためリハビリ職による専門職を交え協議し、個別課題と地域課題解決を図る。また開催後は参加者へ内容をフィードバックし会議後のそれぞれの活動も共有できるよう働きかける。個別会議の蓄積した地域課題について、推進会議で協議をしていく。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）

被保険者が自立支援に資するために、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき介護予防に主体的に取り組めるよう、介護予防支援及び介護予防・日常生活総合支援事業（総合事業）において適切なケアマネジメントを実施する。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）

（感染症対策）

地域での感染流行状況に関心をもち、正しい知識をもって対策し、職場や支援者への感染拡大を予防していく。今後は感染予防の研修等に参加し知識を習得していく。

（災害対策）

平時から訓練を行い、実際に災害が起きた時に備え所内研修や勉強会を実施し、BCPとマニュアルの確認を行い共通認識していく。外部の研修に参加して知識を習得していく

4. その他

令和8年度目標（重点目標）

- ・研修（出張）受講及び会議に積極的に参加し、職員の質の向上について様々な取り組みを行い、専門職として包括支援センター全体のスキルアップの向上を図り、伝達研修を実施し、一定の理解を図るものとする。
- ・看護専門学校実習生受け入れ他、講師を積極的に受け入れ、将来の人材育成を行う。
- ・気持ちよく仕事のできる職場働きやすい職場づくりをこころがけ、ハラスメント対策やメンタルヘルスを強化する。
- ・ICT活用について、実際に研修等を受け、他事業者等との連携し、業務の見直し等実施していく。

東部南地域包括支援センター

令和 8 年度事業計画

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談・支援事業

1) 総合相談

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・地域において安心して気軽に相談できる拠点としての役割を果たし、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる為にアウトリーチ活動を行う。
- ・地域のニーズに沿った社会資源マップの更新を行い、地域の社会資源を把握し、総合相談等を行う。
- ・地域での福祉活動の推進、福祉のまちづくりのため、出前講座を継続的に行う。
- ・定期的な巡回相談会を実施し気軽に相談できる地域の窓口としての啓発をする。
- ・相談対応調整会議やモニタリング判定会議にて事例を 3 職種間で共有し適切に対応する。
- ・介護離職の防止の相談窓口である事を PR し相談に繋げる。
- ・感染症や災害等における制限された活動を意識し ICT 環境の整備を行い活動に繋げる。

2) 実態把握

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・調査対象者の生活状況を把握し、支援が必要な人を顕在化させ、早期の支援へ繋げる。
- ・訪問時の聞き取り方法の工夫や不在者の再訪問、電話で緊急連絡先や通院状況等を聞き取りする事で調査件数を増やし実態調査の目標件数を達成する。
- ・地域活動を通して実態調査事業、総合事業の周知を行う事で相談件数を増やし事業対象者を把握し事業参加に繋げる。
- ・調査員と連携を密にして情報共有を行って必要なサービスや支援に繋げる【新規】

3) 地域支援ネットワークの構築

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・地域へのアウトリーチ(毎月の包括通信配布時のアセスメント、民児協月例会への参加、ふれあい・いきいきサロン、出前講座対応時や包括通信取材時の訪問等)の際に地域ニーズの聴き取り、周知活動を行う。
- ・圏域内の民生委員との連携を更に強化し地区で起きている課題を見逃さないよう支援する。
- ・圏域内の事業所と連携を図り地域での課題を共有していく。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業の周知を行い、ニーズ把握とともに民生委員児童委員、地域関係者及び協力事業者との密な連携により地域支援体制を整備していく。

(2) 権利擁護事業

令和 8 年度目標（重点目標）

- ・高齢者の権利擁護に関して、判断能力の低下や意思疎通が困難な方の意思決定支援を行い、必要に応じて成年後見制度の活用等につなげるために関係機関との連携を図る。
- ・高齢者虐待や支援困難ケースに関して、介護高齢課や関係機関との円滑な連携を図りながら適切な支援を行い、対象者の権利擁護に努める。
- ・高齢者虐待防止の取り組みについて、関係機関との役割分担を明確にしたチームアプローチによる継続支援を行い、早期からの養護者支援に努める。
- ・虐待防止に関する規程に基づき、職員へ定期研修等を実施し、虐待防止や早期発見、早期対応に努める。
- ・地域での高齢者虐待に対する関心や見守りの意識を高めるため、関係機関(介護支援専門員、医療・福祉サービス事業所等)や、一般の地域住民に対する高齢者虐待に関する啓発について、地域の方が身近な問題として考えられるように、わかりやすく周知していく。
- ・包括内においても、各専門職の高齢者虐待対応に関する資質向上のため、研修参加や、ケース対応の情報共有や振り返りを行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

令和8年度目標（重点目標）
・ケアプラン作成に関する指導や助言により介護予防ケアマネジメントの向上に繋げる。 ・包括主催の事例検討会、事業所の事例検討会に参加し介護支援専門員のスキルアップに繋げる。 ・<u>介護支援専門員連絡会議にて医療と介護、多職種連携によりケアマネジメントの向上に繋げる。</u> ・支援困難や虐待の疑いがあるケースの相談、対応について関係機関との連携体制の構築を図る。 ・各研修会に参加し、自らの介護予防ケアマネジメントの向上に努め、医療を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員の後方支援に繋げる

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

令和8年度目標（重点目標）
・医療・介護に関する研修会や講演会に積極的に参加し、より良い相談支援や様々な講座等を実施出来る様、医療・介護に関する知識や情報を得る。 ・切れ目のない支援を継続するために、多職種で情報共有を行い、連携しながら適切な支援を進めるためのツールの1つとして、「つながり手帳」を利用いただけるよう、今後も介護支援専門員連絡会議や包括便り等で普及啓発を行う。 ・「つながり相談」について、日頃、対象者の支援を行う際、何か困ったことや不明点等あったときに利用いただけるよう、居宅介護支援事業所等に積極的に普及啓発を行う。 ・<u>医療や介護等様々な支援を必要とする高齢者が増える可能性があるため、多領域分野と連携し、適切な相談支援できるよう、医療と介護に関する研修会等に参加し、研修会で得た知識や情報を活かしながら相談支援ができるよう備える。</u>

(5) 生活支援体制整備事業

令和8年度目標（重点目標）
・<u>地域住民との日頃の関わりや、町内会をはじめとする地域組織等に対するアウトリーチを継続して行い、地域住民のニーズ把握と担い手をなりうる関係団体の把握、関係づくりを推進する。</u> ・<u>第2層協議体について、地域の強み(いいところ)を生かした地域づくりを展開し、地域住民の身近な話題として広く内容を伝えていくとともに、わかりやすく積極的に参加しやすい協議体運営を行う。</u> ・“東部南の〇〇名人探し”を継続し、様々な小さな特技やできることを持つ人を見つけ、地域活動の担い手となりうる人材発掘につなげていく。また、地域のニーズと様々な分野での“〇〇名人”をマッチングしていく取り組みを第2層協議体においても継続検討していく。 ・<u>多世代・他機関連携を含めた役割づくりや担い手づくり、活動の場づくりを行う。</u> ・通いの場に繋がりにくい層が足を運びやすい場づくりの検討 ・おたっしサービスについて、地域や事業対象該当者等からのニーズ聴き取りを基に、参加者のニーズと合わせた実施団体とのマッチングを行う。また、参加者定着が図れていない実施団体に関しては、改善点等について第3層生活支援コーディネーターとともに考えながら参加者と実施団体を繋ぐ支援を行う。 ・おたっしサービスについて、未設置地区に対するアセスメントを継続しながら、地域のニーズに適応した通いの場(地域カフェ含む)の設置を目指す。また、既存団体に関しても地域や参加希望者のニーズに即した運営について見直しができるよう働きかけながら必要な調整を行う。 ・介護予防継続教室については、感染症流行時や災害等の状況変化に合わせた運営支援を行う。 ・地域カフェについて、運営者・参加者に対する調整・フォローを実施する。

(6) 認知症施策推進事業

令和8年度目標（重点目標）
・認知症サポーター養成講座・認知症サポータースキルアップ講座を修了後、ボランティア活動が出来る場所の情報を収集し、提供する。また、ボランティア活動の場の1つとして、地域カフェの運営スタッフとなり、活動してもらえるよう調整する。 ・認知症サポーター養成講座やSOSネットワーク模擬訓練を地域と協働して行うことで、認知症についての知識や理解が得られ、認知症の方、その家族も地域住民皆が楽しく前向きに安心して暮せる地域づくりを地域住民の方と一緒に目指す。 ・<u>認知症の方の声や思いを集め、地域に積極的に出向き、前向きに明るい気持ちで暮らしていけるよう、本人発信支援に焦点を置いた活動を行っていく。</u>

(7)地域ケア会議推進事業

令和8年度目標（重点目標）
・個別のケース検討を通して、介護支援専門員の自立支援能力を向上し、地域の連携を高める事でネットワークの構築を図り、地域に共通する課題を明確にする。 ・個別ケースの検討等を通じて把握した地域課題を地域の関係者と共有し、課題解決に向けた検討を行う。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

令和8年度目標（重点目標）
・自立支援に沿ったケアプラン作成が出来るように個人のスキルアップを行う。 ・マニュアルに沿ったケアマネジメントが出来ているか各職員で確認を行う。 ・地域活動を通して総合事業の周知を行って事業参加を増やす。

3. 感染症及び災害対策

令和8年度目標（重点目標）
・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期開催する。 ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施。 ・年度2回災害時要支援者安否確認連名簿の更新やモニタリング判定会議で要援護者がいないか検討する事により、新規対象者の情報共有を行う。 ・BCP（事業継続計画）や初動期災害対応マニュアルについて勉強会を行う事で各職員が災害時の行動を確認する。 ・自然災害発生時や感染症発生時において業務継続計画に沿った事業が行えるよう各種整備を行う。 ・災害時適切な行動が行えるよう自衛消防隊訓練の実施。

4. その他

令和8年度目標（重点目標）
・望洋マル健クラブ 望洋地区連絡協議会と連携し地域住民の健康づくりや交流の場として、地区連と協議の上、年1回程度の事業開催を目指す。 ・白樺マル健クラブ 東雲小学校と孝仁会と連携し地域住民の健康づくりや交流の場として小学校を拠点に、年8回程度の事業開催を目指す。また、多世代交流として、東雲小学校4年生総合学習との連携事業として実施する。 ・多世代を通した地域づくりのきっかけや地域福祉の担い手となる子育て世代への働きかけとして、白樺マル健クラブ(番外編)である東雲小学校全学年との福祉教育(視覚障害・高齢者疑似体験・車いす体験(バリアフリー教室)・認知症キッズサポーター養成講座・キャリア教育・パラスポーツ体験)等の実施をサポートする。 ・新しい地区でのマル健クラブ開催について地域アセスメントを行う。 ・各種実習に対する協力・サポート 看護学生等への実習対応として、地域包括支援センターの業務内容や役割を伝えるとともに、地域における介護予防の取り組みについて、東部南地区のおたっしサービス実施団体やご近所ボランティア等と連携し理解を深める機会を提供する。